

## 証 票 交 付 申 請 書

令和〇年〇月〇日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称 岡山太郎後援会  
代表者の氏名 晴野 一郎 (晴野)  
主たる事務所の所在地 岡山市中区古京町1-7-36  
(電話番号(086)224-2111)

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考参照)

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年岡山県選管告示第13号)第1条の証票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類	氏名	岡山 太郎	職業	無職	公職の種類	岡山県議会議員
	住所	岡山市北区内山下2-4-6			電話番号	086-226-7273
政治団体としての届出先	<input checked="" type="checkbox"/> 岡山県選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 総務省					
証票交付申請枚数	公職の種類により上限が異なる				6枚	記載不要
立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数	事務所の所在地	立札、看板の類の枚数		※証票番号	備考	
	岡山市中区古京町1-7-36	1		( )		
	岡山市〇区〇〇〇〇-〇	1		( )		
	岡山市△区△△△△-△	1		( )		
	岡山市×区××××-×	1		( )		
	岡山市●区●●●●-●	1		( )		
	岡山市▲区▲▲▲▲-▲	1		( )		

上記の後援団体の本件証票交付申請については、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第110条の5第5項の同意をします。なお、私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数は〇枚です。

令和〇年〇月〇日

候補者等の氏名 岡山 太郎

備考

- ※印欄には記入しないこと。
- 後援団体の代表者本人が申請する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

通称は不可

当該申請以前に既に交付されている後援団体用の証票の総数

## 変 更 届

令和〇年〇月〇日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称 岡山太郎後援会

代表者の氏名 晴野 一郎

晴野

主たる事務所の所在地 岡山市北区弓之町6-1

(電話番号 (086) 224-2111)

本人の署名又は  
記名押印以外の  
場合は、提出時に  
本人確認等が必要  
となりますので、  
ご注意ください。  
(備考参照)

下記のとおり変更があったので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程（昭和56年岡山県選管告示第13号）第4条の規定により届け出ます。

## 記

## 1 変更事項

立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地その他（ ）

## 2 内 容

変更後	岡山市北区弓之町6-1 〇〇(1)
変更前	岡山市中区古京町1-7-36 〇〇(1)

上記の変更届については、同意をします。

通称は不可

令和〇年〇月〇日

候補者等の氏名 岡山 太郎

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。

後援団体用

# 廃止届

令和〇年〇月〇日

岡山県選挙管理委員会委員長 殿

後援団体の名称 岡山太郎後援会

代表者の氏名 晴野 一郎

主たる事務所の所在地 岡山市北区弓之町6-1

(電話番号(086)224-2111)

本人の署名又は記名押印以外の場合は、提出時に本人確認等が必要となりますので、ご注意ください。(備考参照)

下記の事務所の立札(看板)の類を廃止しましたので、政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程(昭和56年岡山県選管告示第13号)第5条の規定により届け出ます。

## 記

事務所の所在地	立札, 看板の類の枚数	証票番号
岡山市北区弓之町6-1	1	〇〇(1)

上記の廃止届については、同意をします。

令和〇年〇月〇日

候補者等の氏名 岡山 太郎

通称は不可

備考 後援団体の代表者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。